

標準市議会委員会条例の一部改正関係（8月29日更新）

【分類】

-  オンライン化・デジタル化の対象となる手続きに係る改正（オンライン委員会関係は除く）
-  オンライン委員会に係る改正
-  その他の改正

※**網掛け**部分は、今回の改正とは関係のない箇所だが、標準と異なっている字句

※標準市議会委員会条例の改正箇所のうち、船橋市議会委員会条例において対応済のものについては、下線部分に着色をしていないか、または掲載を省略している

※大書きの「つ」の使用及び小見出しの「()」の引用は、対応済として扱っている

標準市議会委員会条例一部改正 新	標準市議会委員会条例一部改正 旧	船橋市議会委員会条例 現
(委員会の開会方法の特例)	(新設)	
第十五条の二 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第二十条（（秘密会））第一項の秘密会は、この限りでない。	(新設)	
2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。		
3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用に		

ついては、当該委員会に出席しているものとみなす。		
4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。		
【第十五条の二参考】（オンライン委員会の対象に育児等を加える場合の参考）	(新設)	
(委員会の開会方法の特例)	(新設)	
第十五条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第二十条（（秘密会））第一項の秘密会は、この限りでない。 一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合	(新設)	
2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なけ		

ればならない。		
3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。		
4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。		
(出席説明の要求)	(出席説明の要求)	(出席説明の要求)
第二十一条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	第二十一条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	第19条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。
2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。	(新設)	
(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)
第二十四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。	第二十四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。	第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。
2 前項の規定にかかわらず、	(新設)	

同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十八条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。		
（公述人の決定）	（公述人の決定）	（公述人の決定）
第二十五条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。	第二十五条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。	第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。
2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。	2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。	2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。
3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。	（新設）	
（代理人又は文書等による意見の陳述）	（代理人又は文書による意見の陳述）	（代理人又は文書による意見の陳述）
第二十八条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。	第二十八条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限り	第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限り

ただし、委員会が特に許可した場合、この限りでない。	でない。	でない。
(参考人)	(参考人)	(参考人)
第二十九条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。	第二十九条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。	第27条 委員会が、参考人の出頭を求めるには、議長を経なければならない。
2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。	2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。	2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。	(新設)	
4 参考人については、第二十六条((公述人の発言))、第二十七条((委員と公述人の質疑))及び第二十八条((代理人又は文書等による意見の陳述))の規定を準用する。	3 参考人については、第二十六条((公述人の発言))、第二十七条((委員と公述人の質疑))及び第二十八条((代理人又は文書による意見の陳述))の規定を準用する。	3 参考人については、前3条の規定を準用する。
(記録)	(記録)	(記録)
第三十条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。	第三十条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。	第28条 委員長は、書記をして会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名し、又は押印しなければならない。
(削る)	2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第二百三十三条第三項の規定を準用する。	(対応する規定なし)
2 前項の記録は、議長が保管する。	3 前二項の記録は、議長が保管する。	2 前項の記録は、議長が保管する。
3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁	(新設)	

的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。		
---	--	--